

【資料編】

●資料1 CSFとは

CSFとは

- (1) 原因 CSFウイルス
(Classical swine fever virus, Pestivirus, Flaviviridae)
- (2) 感受性動物 豚, いのしし
- (3) 疫学的特徴
- ・年齢, 性別を問わず感染。
 - ・感染は, 感染動物との直接接触の他, 鼻汁や排泄物の飛沫, 付着物との間接接触により起こる。
 - ・本病が侵入すると瞬く間に畜舎内に拡がる。
- (4) 主な臨床症状
- ・高病原性株の感染ではほぼ100%の死亡率で, 典型的な臨床症状はなく, 発熱, 食欲不振, うずくまりといった一般的な症状で始まる。
 - ・結膜炎(目やに), 便秘に次ぐ下痢がみられる。
 - ・耳翼, 下腹部または四肢等の紫斑(チアノーゼ)
 - ・削瘦, 被毛粗剛(いわゆる「ひね豚」)
 - ・流死産等の異常産
 - ・さらに, 後躯麻痺, 運動失調が現れ, 最終的には起立困難
- (5) 診断法
- ・抗体検査
 - ・検査材料等からのウイルス分離, ウイルス抗原の検出。
- (6) 予防・治療法
- ・早期の発見と患畜等の迅速な殺処分によりまん延防止を図る。
 - ・治療法はない。
 - ・我が国において, 原則としてワクチンは使用しない。
- (7) その他
- ・人に感染することはない。
 - ・防疫措置に関しては, 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に従い実施する。

【CSFの症状】

- ・ 特徴的な症状がなく，気がつきにくい疾病です。
- ・ 発熱，食欲不振，元気消失等，うずくまり，便秘に続く下痢，流死産等の異常産，呼吸器症状等



出典：農林水産省（写真出典：岐阜県）

- ・ 重症例は後躯麻痺・運動失調・四肢の激しい痙攣などの神経症状，皮下出血による紫斑（耳翼，尾，腹部，内股部）を呈し死亡。

●資料2 CSF防疫対応タイムスケジュール（異常豚通報～防疫措置開始まで）

CSF防疫対応タイムスケジュール（異常豚の通報～防疫措置開始まで）

		防疫対応(担当)						
時間	事項	発生農場	現地家保 (現地対策本部)	鹿児島中央家保 (病性鑑定課)	県畜産課 (県対策本部 事務局)	地域振興局	市町村 (関係団体) (市町村防疫対策本部)	鹿児島中央家保 他家保 (地域対策本部)
10:00	異常豚の通報 通報	異常豚の通報	①防疫員を農場へ派遣 ②畜産課へ緊急立入の報告 連絡	①現地家保から病性鑑定の連絡 ②動物衛生課(国)に報告	①現地家保から緊急立入の連絡 ②動物衛生課(国)に報告			
		関連情報の整理等	①移動及び輸出制限区域、農場、関連施設、消毒ポイント、集合基地等リストアップ					
11:00	臨床検査・撮影	①防疫員が農場到着 ・異常豚の臨床検査及び写真撮影						
12:00	臨床検査等の結果報告 検査結果の報告	①臨床検査の所見を家保へ報告 ②撮影画像を家保へ送信			①現地家保から検査結果等の報告 ②動物衛生課に報告・協議			
13:00	検体採取 緊急防疫作業	①同居豚の採血 ②血液及び死亡豚を家保へ搬送 ③緊急防疫作業の開始 ・立入制限、緊急消毒 ・生きた豚等の移動制限			①動物衛生課から検体採取及び動物衛生研究部門への検体搬送の指示			
		疫学調査(過去28日間)	①疫学調査(過去28日間) ・豚等の移動履歴 ・人及び車両 ・糞肥、精液、受精卵の出荷 ・給与飼料の情報		①現地家保から疫学調査結果の報告 ②動物衛生課へ疫学調査結果の報告と協議			
		発生農場周辺の概況整理	①発生農場周辺の概況整理 ・制限区域の概算 ・周辺農場の戸数及び飼養頭数の概要 ・消毒ポイント設置業の策定 ・集合及び仮設基地の設置業の策定など		①現地家保から発生農場周辺の概況報告			
15:00	疫学関連農場の措置	①移動制限の指示 ・疫学関連農場			①移動制限の告示準備			①疫学関連情報の連絡
		制限区域内農場リスト確認	①制限区域内の農場リストの確認					①制限区域内農場の確認
			①状況説明、協力依頼 ・市町村、振興局、関係団体、現地建設業協会等		①状況説明、協力依頼(県畜産課から) ・市町村、関係団体、建設業協会、畜産協会、トランク協会、動産協会、ガス保安協会、九州各県 ②バス等輸送手段準備 ・本庁～集合基地	①状況説明、協力依頼(現地家保から) ・消毒ポイント、集合及び仮設基地の選定 ・理却場所 ・発生農場付近の交通自衛 ・制限区域内農場確認 ・農場の移動自衛依頼 ②移動制限告示の字確認 ・集合基地～仮設基地	【中央家保】 ①防疫員等派遣準備 ・トラック協会等調整 【他家保】 ・防疫員派遣準備 (集合及び仮設基地)	
		防疫指導班派遣	①防疫指導班 ・発生地防疫員、市町、振興局、保健所、建設業協会			①防疫指導班		①防疫指導班

0 日目

CSF防疫対応タイムスケジュール(異常豚の通報～防疫措置開始まで)

時間	事項	発生農場	防疫対応(担当)					
			現地家保 (現地対策本部) (中央家保に検体を搬送 ・県畜産課及び中央家保に 連絡)	鹿児島中央家保 (県畜産課) (県畜産課) ①現地家保から到着予想時 間の連絡	県畜産課 (県対策本部 事務員) ①現地家保から中央家保 への到着予想時間の連絡	地域振興局 市町村 (関係団体) (市町村防疫対策本部)	鹿児島中央家保 他家保 (地域対策本部)	
16:00	中央家保へ検体搬送							
	防疫指導班到着	①理科物品量推定 ②作業動線 ③必要資材量、搬入場所 ④必要防疫作業人員数 ⑤理科地確認 ⑥通行自衛ポイント ⑦仮設基地設置場所等						
18:00	病性鑑定開始		①検体を受け取り病性鑑定 を開始 ・ERSA法 ・蛍光抗体法 ・RT-PCR					
19:00	防疫作業計画策定 防疫措置従事者、資材の確 認	①現地家保へ事前調査結 果を報告	①防疫作業計画の策定 ・農場周辺図 ・畜舎配置図 ・殺処分、埋却方法等 ・必要人員、資材数 ②防疫措置従事者の確保を 依頼 ・市町村、関係団体等	①現地家保から防疫作業 計画の報告			①派遣予定の防疫措置従 事者の確認 ①必要資材、派遣予定の 防疫措置従事者の確認 ①必要資材の確認	
20:00	対策本部設置の準備		①現地対策本部設置の準備	①関連情報整理 ②県対策本部設置の準備 ・対策本部会議の準備			①市町村対策本部設置の 準備 ①地域対策本部設置の準 備	
県病性鑑定課の検査結果判明(CSFが強く疑われる事例の確認)								
2:00	関係機関への連絡		①中央家保から検査結果の 連絡 ②発生農場や関係市町村等 への連絡	①現地家保、県畜産課に検 査結果の連絡 ②動物衛生研究部門への検 体搬送準備	①中央家保から検査結果 の連絡 ②動物衛生課へ検査結果 と検体搬送スケジュールの 報告 ③動物衛生研究部門へ検 体到着予定時刻の連絡 ④状況説明(庁内、振興局 等)		①状況説明(現地家保か ら)	

0 日 目

CSF防疫対応タイムスケジュール(異常豚の通報～防疫措置開始まで)

		防疫対応(担当)							
時間	事項	発生農場	現地家保 (現地対策本部) ①関係機関への連絡 ・市町村 ・関係団体	鹿児島中央家保 (病性鑑定課)	県畜産課 (県対策本部 事務局) ①県対策本部会議開催 ②マスコムへ取材の自署要請	地域振興局	市町村 (関係団体) (市町村防疫対策本部)	鹿児島中央家保 他家保 (地域対策本部)	
	<ul style="list-style-type: none"> 県対策本部会議 関係機関への連絡 プレスリリース 								
	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関への連絡 プレスリリース 								
	現地緊急防疫対策会議								
			<ul style="list-style-type: none"> 【会議内容】 ①発生概要 ②制限区域の設定 ③消毒ポイント選定 ④集合基地選定、農場リスト ⑤防疫措置従事者確保 ⑥資材確保等 			<ul style="list-style-type: none"> ①消毒ポイント管理 ・作業員、資材の確保 ・集合及び仮設基地の設置と運営 	<ul style="list-style-type: none"> ①制限区域内の農場の移動制限周知 ②農場リスト確認 ③防疫措置従事者、資材確保 ④告示の行政単位確認 ⑤集合基地の運営、仮設基地の設置 ⑥通行自衛ポイントの設置 ⑦移送用ハス確保協力 		
21:00									
防疫措置開始									
	<ul style="list-style-type: none"> 移動制限・搬出制限 家畜集合施設の開催制限 移動等の制限 		①移動制限等の履行の監視		<ul style="list-style-type: none"> ①移動制限の告示 ・制限区域の周知徹底 		<ul style="list-style-type: none"> ①制限区域内の農場の移動制限周知 		
22:00	防疫措置	①防疫措置従事者の投入							
	発生農場の防疫措置								
23:00	消毒ポイント設置運営		①消毒業者資材確保協力		<ul style="list-style-type: none"> ①設置場所決定 ②人員の確保 ③場所の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ①管理運営 ・作業員、資材の確保 ・道路使用の調整手続 ・車両消毒記録 ・証明書発行、状況の集計 	<ul style="list-style-type: none"> ①運営協力 ・水源、電源の確保 ・不特定資材等の調達 	①資材調達	
	消毒ポイント								
9:00	発生状況確認検査開始		①検査の進捗状況の把握及び県畜産課へ報告		①検査の進捗状況の報告			<ul style="list-style-type: none"> 【中央家保】 ①検査基地の運営 ②採材リストの集計 【他家保】 ①検査協力 	
	発生状況確認検査								
	周辺住民への説明		①市町村へ説明協力依頼				①周辺住民への説明協力		

●資料3 対策本部の運営と役割（県，現地，地域，振興局，市町村，団体等）

対策本部の運営と役割

1 県対策本部の運営と役割

県対策本部は本部長を知事，副本部長を副知事とする。本部事務局は，事務局長を畜産課長とし，県畜産課が運営，幹事会各課と連携をとり，必要な防疫対策を実施する。

- (1) 具体的な防疫対策の決定
- (2) 現地対策本部との連絡・調整
- (3) 国との連絡・調整
- (4) 各制限区域・消毒ポイントの決定・告示
- (5) 隣接県，県関係部局，県警察本部，市町村及び関係団体への通報・連絡及び防疫活動への協力要請（畜産担当者の待機指示，出荷豚等の隔離，車両の行程把握，消毒依頼，交通自粛等）
- (6) 緊急防疫対策会議の開催
- (7) 報道機関に対する情報提供（広報担当者を置き，防疫対策進捗状況，移動規制等の事実関係を必要に応じ，かつ定期的に公表し，風評被害防止にも努める。）
- (8) 県民に対する情報提供，広報活動，相談受付
- (9) 防疫措置従事者の派遣要請（発生状況等から県内のみでの対応が困難であると判断される場合，必要人員数，派遣要請期間，活動内容等を算定した上で，動物衛生課と協議して他県からの人員派遣を要請する。また，状況により本病のまん延が拡大すると懸念される場合は，動物衛生課と協議の上，知事より自衛隊への派遣要請を行う。）
- (10) 発生農場における豚等の移動，精液や受精卵等の出荷，人の出入り，飼料輸送車関係等について，関係者の協力を得ながら状況を把握し，直ちに調査を開始する。
- (11) 現地対策本部追跡班の調査により，発生農場の関連施設等が他県に及ぶ場合は，速やかに当該県への連絡を行うとともに調査への協力を要請する。
- (12) 防疫に関する役割分担
 - ア 総務庶務班（課長補佐・技術補佐・管理係）
防疫方針の策定，所要経費の確保と支出事務，防疫要員の動員
 - イ 情報班（畜産国際経済連携対策監・企画経営係・中小家畜係）
発生その他防疫情報の授受と収集，国，関係機関への報告・連絡調整，広報資料の作成，広報連絡，情勢分析
 - ウ 防疫対応班（家畜防疫対策監・家畜衛生係）

防疫方針の策定，現地対策本部との連絡調整，殺処分，埋却，移動禁止の指示，防疫指導，現地調査

エ 原因究明班（家畜防疫対策監・家畜衛生係）

発生原因その他の疫学調査。国疫学調査チームとの連携

オ 防疫支援班（耕畜連携飼料対策係・肉用牛酪農係）

殺処分，焼却等防疫用資機材の調達・配布，機動力の確保，消毒ポイントの設置運営

2 現地対策本部・地域対策本部の運営

現地対策本部は，発生地の家畜保健衛生所に設置し，家畜保健衛生所長を対策本部長とし，下記の班構成をもって現地における防疫活動の指揮・監督を行う。

発生地以外の家畜保健衛生所には地域対策本部を設置し，総務庶務班，防疫対応班，病性鑑定班及び疫学調査・移動規制班を編制し管内の防疫対応にあたりるとともに，現地対策本部への家畜防疫員の派遣を行う。

- (1) 発生農場に対し，本病の疑い例又は疑似患畜と決定されたことを連絡し，豚等の所有者及び同居人，農場職員の待機を指示する。
- (2) 地域関係機関と連絡調整し，各防疫作業に必要な人員，機動力及び資材の必要数を検討・算出する。
- (3) 市町村，関係機関及び団体による管内連絡会議を開催し，発生に関する概要，今後のスケジュール，各役割分担，防疫措置について説明する。
- (4) 消毒ポイントの設置に当たっては，家畜保健衛生所，地域振興局・支庁，市町村の三者で協議し，県畜産課，警察と調整して決定する。
- (5) 制限区域内のすべての豚等飼養農場に対して，管内市町村，関係団体等と連携の上，電話等により制限区域内の農場となったこと，発生の概要，今後の防疫措置，制限内容等について伝達する。
- (6) 愛玩用の豚等の飼養者への情報伝達を図り，状況に応じて現地調査を実施する。
- (7) 防疫に関する役割分担

ア 総務庶務班

- ・総務班長は家畜保健衛生所衛生課長とする。
- ・防疫対応班の防疫方針の策定結果を受け，直ちに発生農場での防疫措置に必要な人員，消毒薬，防疫資材等の確保を県対策本部と連携して行う。
- ・県対策本部と今後の防疫方針，殺処分方法等を決定し，関係機関・団体との連絡調整を行う。
- ・防疫措置従事者の動員，健康相談，消毒ポイント等による道路使用の調整，集合基地及び消毒ポイントの管理運営等を地域振興局・支庁へ要請する。

- ・防疫措置従事者の動員，発生に関する地域への広報活動，発生農場での水・電力の確保，周辺住民への対応（発生概要，通行制限，埋却等の防疫活動に対する説明），集合基地の選定・確保，準備等を管内各市町村に要請する。

- ・管内関係機関・団体等による緊急防疫対策会議を逐次開催する。
- ・各班の防疫活動の計画・調整を行い，適時指示・指導する。
- ・県対策本部及び関係団体等からの連絡と関係者からの問い合わせの対応者を明確にし，連絡及び問い合わせの概要を記録する。

なお，報道機関への対応は県対策本部が行う。

イ 病性鑑定班

- ・発生農場以外において病性鑑定を行う。

ウ 疫学調査・移動規制班

- ・発生農場の疫学関連調査
- ・移動の規制，指導内容について関係者・団体等へ周知
- ・移動制限区域内の関連施設（食肉処理場，家畜市場，死亡獣畜取扱場など）の監視
- ・消毒ポイントの設置確認
- ・消毒ポイントの運営における助言
- ・規制地域内の生産者及び関係者への防疫活動に関する啓発・相互協力の指導

【移動規制における留意事項】

- 1 移動の規制は，管轄警察署の協力を得て的確に実施する。
- 2 移動規制地域を標示する際は，管轄市町村と密に連携をとる。
- 3 制限の対象外など，家畜防疫員により措置判断が異なることがないように，あらかじめ対象外適用例の内容を十分に調査する。

エ 防疫指導班

- ・入手した情報により現地に急行し，異常豚及び同居豚の検診，写真撮影の実施，病性鑑定（遺伝子検査，ウイルス分離）のための採材及び搬送等を実施
- ・発生農場概要及び周囲の状況，埋却地予定地の状況を防疫対応班に連絡
- ・すべての家畜の隔離（愛玩動物も含む）及び係留
- ・排水溝の閉鎖
- ・消毒槽の設置及び消毒を開始
- ・農場の封鎖（門を閉じる・縄を張る），発生の表示

オ 仮設基地班

- ・ 仮設基地の運営
- ・ 防疫資材等の過不足を把握し，集合基地へ連絡
- ・ 保健所と協力し，防疫措置従事者の防疫服着脱の補助
- ・ 農場で使用した汚染物品の保管管理
- ・ 農場防疫対応班連絡を密にし，防疫作業の進捗状況を把握，集合基地に報告

- ・ 防疫資材等の過不足を把握し，集合基地へ連絡

カ 集合基地班

- ・ 防疫作業の進捗状況を把握し，県畜産課等へ連絡
- ・ 防疫資材等の調達，管理，運搬，回収
- ・ 動員者の受入誘導，役割分担指示，送迎バスの運行管理，宿泊施設への送迎，仮設基地への誘導，輸送，防疫措置従事者の健康管理，けが・急病等の対応等のサポート
- ・ 市町村対策本部，団体等との連絡調整
- ・ 自衛隊の受入時の連絡調整，受入準備等

キ 防疫対応班

- ・ 防疫作業の進捗状況等の現地対策本部への報告
- ・ 豚等の殺処分
- ・ 農場の清掃，水洗，消毒
- ・ 殺処分した豚等，汚染物品等の埋却
- ・ 市町村，関係団体と連携し，埋却地周辺住民等への説明
- ・ 重機の確保

【防疫作業上の留意事項】

- 1 病性鑑定に従事した家畜防疫員は，病性決定後は発生農場の防疫に従事する。
- 2 家畜防疫員の農場への出入りは，殺処分，死体処理及び予備消毒が完了するまでは最小限とする。
- 3 発生地班の作業終了時には，衣服，身体等の完全な消毒を実施する。

ク 評価・記録班

- ・ 殺処分した豚等及び汚染物品の評価
- ・ 評価，殺処分，埋却，焼却，消毒，通行の自粛等の作業の状況を文書とともに写真等の映像を含めて記録，防疫作業中に家畜舎等を破損した場合は写真撮影を行う。

ケ 検査基地班

- ・ 発生状況確認検査，清浄性確認検査に係る日程調整，班編制，行程等

の作成

- ・ 検査に係る防疫資材，機器の準備，班ごとの資材準備
- ・ 検体処理及び送付
- ・ 検査リスト作成と報告

【立入検査時の留意事項】

- 1 本病の恐れのある豚等を発見した場合は，直ちに現地対策本部に通報し，病性鑑定に当たる人員の到着を待つ。
- 2 特に立入検査による人為的なウイルスの伝播防止に留意する。

コ 保健班

防疫措置従事者の健康管理・事故対応

3 地域振興局・支庁の現地対策本部での役割（協力）

地域振興局長・支庁長を会長とする地域連絡協議会は，現地対策本部と連携をとり，必要な対策を実施する。

- (1) 現地対策本部のサポート
- (2) 防疫措置従事者の派遣
- (3) 集合及び仮設基地の設置，運営
- (4) 消毒ポイントの管理・運営及び必要資材の確保
- (5) 消毒ポイントにおける作業人員の派遣
- (6) 通行制限及び消毒ポイント設置に係る道路使用の調整
- (7) 消毒ポイントにおける車両消毒実施状況の集計
- (8) 制限区域の設定に係る助言
- (9) 地域関係機関・団体との連絡調整
- (10) 地域関係機関・団体への情報提供，相談窓口設置（風評被害防止対策）
- (11) 殺処分等の防疫措置従事者の健康相談（保健師の人員確保）及び医療用資材の確保
- (12) 県対策本部・現地対策本部との連絡調整，地域の必要な対策の立案・実施
- (13) 家畜防疫員による殺処分，埋却，消毒等に対する作業協力
 - ア 豚等の移動，保定，運搬に係る補助
 - イ 豚等の死体等の埋却に係る補助
 - ウ 畜舎等の消毒等に係る補助

4 市町村の現地対策本部での役割（協力）

県対策本部からの協力要請に基づき，現地対策本部及び地域連絡協議会と連携をとり，必要な対策を実施する。

- (1) 集合基地の確保

- (2) 集合及び仮設基地の準備，運営の協力
 - ア 防疫作業場所の仮設テントや簡易トイレの設置協力（農場内及び仮設基地の交差汚染を防止するため，防疫措置従事者の動線に配慮する。）
 - イ 防疫措置従事者の食事や飲料水の手配協力
- (3) 発生地周辺住民への通行の自粛並びに埋却に関する概要説明及び協力要請
- (4) 豚等飼養者への情報伝達，異状の有無の確認及び家畜保健衛生所への通報に関する協力
- (5) 愛玩用の豚等飼養者への情報伝達等
- (6) 通行制限に係る道路使用の調整（市町村道に限る）及び広報
- (7) 制限区域の設定に係る助言（字の確定）及び制限内容の広報
- (8) 消毒ポイント候補地の調査・選定協力
- (9) 消毒ポイント，畜舎等の消毒に使用する水及び電力の確保
- (10) 消毒ポイントにおける作業人員の派遣
- (11) 埋却場所の選定に関する助言及び埋却作業を行う業者等に対する助言
- (12) 防疫措置従事者（発生地，消毒ポイント等の防疫作業）の確保
- (13) 必要資材の入手に係る協力
- (14) 一般市民に対する広報活動（風評被害防止対策）
- (15) 家畜防疫員による殺処分，埋却，消毒等に対する作業協力
 - ア 豚等の移動，保定，運搬に係る補助
 - イ 豚等の死体等の埋却に係る補助
 - ウ 畜舎等の消毒等に係る補助
 - エ 発生状況確認検査，清浄性確認検査に係る人員派遣及び補助
- (16) 発生農場の疫学関連農場及び施設の追跡調査に対する協力

5 関係団体，農協等の現地対策本部での役割（協力）

- (1) 家畜防疫員による殺処分，埋却，焼却，消毒等の防疫作業への協力
 - ア 豚等の殺処分，移動，運搬に係る補助
 - イ 豚等の死体等の埋却に係る補助
 - ウ 畜舎等の消毒等に係る補助
- (2) 発生状況確認検査，清浄性確認検査，追跡調査等に関する協力
 - ア 対象農場の確認
 - イ 調査ルートを検証
 - ウ 案内員の派遣
 - エ 調査に使用する車両の確保
- (3) 消毒ポイントにおける人員派遣

●資料4 CSFに対する本県の防疫体制について



県対策本部（各部署長等）		所掌事務
本部長	知事	対策本部の決定・総括
副本部長	副知事	本部長の補佐
本部員	15部局	各部局の対策の調整・総括

県対策本部 幹事会（庁内17課）			所掌事務
幹事長	農政部長		県対策本部の事務を補佐するため幹事会を組織。会の調整・総括
幹事長補佐	獣医務技監		幹事長の補佐
副幹事長	農政部畜産課長		県対策本部の事務。家畜の防疫及び関連対策に関する事。
幹事（各課）	総務部	人事課	部内の連絡・調整に関する事。防疫措置従事者の派遣に関する事。
	文化スポーツ局	文化振興課	局内の連絡・調整に関する事。防疫措置従事者の派遣に関する事。
	男女共同参画局	青少年男女共同参画課	局内の連絡・調整に関する事。防疫措置従事者の派遣に関する事。
	企画部	企画課	部内の連絡・調整に関する事。防疫措置従事者の派遣に関する事。
	PR・観光戦略部	かごしまPR課	部内の連絡・調整に関する事。県産品の宣伝・販売促進に係る事。防疫措置従事者の派遣に関する事。
	環境林務部	環境林務課	部内の連絡・調整に関する事。防疫措置従事者の派遣に関する事。
	くらし保健福祉部	保健医療福祉課	部内の連絡・調整に関する事。防疫措置従事者の派遣に関する事。
		生活衛生課	食肉検査及び食品衛生に関する事。家畜防疫員の派遣に関する事。
	商工労働水産部	商工政策課	部内の連絡・調整に関する事。防疫措置従事者の派遣に関する事。
	農政部	農政課	部内・庁内の連絡・調整に関する事。防疫措置従事者の派遣に関する事。
		農業経済課	畜産農家の経営安定に関する事。防疫措置従事者の派遣に関する事。
	土木部	監理課	部内・庁内の連絡・調整に関する事。防疫措置従事者の派遣に関する事。
	危機管理防災局	危機管理課	局内の連絡・調整に関する事。防疫措置従事者の派遣に関する事。
	出納局	会計課	局内の連絡・調整に関する事。防疫措置従事者の派遣に関する事。
	国体・全国障害者スポーツ大会局	総務企画課	局内の連絡・調整に関する事。防疫措置従事者の派遣に関する事。
	教育庁	総務福利課	庁内の連絡・調整に関する事。防疫措置従事者の派遣に関する事。
	県警察本部	警備部警備課	本部長・地域警察署との連絡・調整に関する事。感染拡大防止に係る警戒活動に関する事。人の健康に関する事。

県対策本部 事務局（畜産課）		所掌事務
事務局長	畜産課長	県対策本部の事務。防疫方針の策定指示、班の総括指揮に関する事。
総務庶務班		事務局の総務に関する事。
	課長補佐 技術補佐 管理係	県対策本部の事務・調整に関する事。 庁内会議の開催準備。庁内の連絡調整に関する事。 予算編成と執行。経費の確保。支払い業務に関する事。 県及び市町村職員等の動員調整。健康観察に係る健康増進課との連絡調整に関する事。 国・県外動員者等の連絡調整に関する事。 国・県外動員者の宿泊先調整及び動員者の連絡バス等の調整に関する事。 県内外の獣医師動員調整に関する事。 自衛隊派遣要請に関する危機管理課との調整に関する事。
情報班		発生状況及び防疫対応状況等の収集。広報資料の作成。広報連絡及び問合せに関する事。
	畜産国際経済連携対策監 企画経営係 中小家畜係	情報集約。プレスリリース。ホームページ。広報資料の作成。県民間い合わせ対応。相談窓口設置。マスコミ対応に関する事。 防疫措置の上部機関への報告。日報収集及び記録に関する事。 関係団体との連絡・調整に関する事。 畜産関連団体との連絡調整。農家への情報提供に関する事。 家畜。畜産物。飼料の流通及び消費対策に関する事。
防疫対応班		農林水産省等との協議・現地本部（家保）との連絡調整に関する事。
	家畜防疫対策監 家畜衛生係	防疫措置の企画指導及び国との協議・連絡調整に関する事。 移動・搬出制限区域の設定・解除及び告示に関する事。 埋却地の選定。埋却地における埋却溝の面積算定。掘削支援に関する事。 発生農場及び周辺農場における家畜物品の評価に係る手当金申請・支払いに関する事。 周辺農場の検査。発生地以外の防疫対策に関する事。
原因究明班	家畜防疫対策監 家畜衛生係	国の疫学調査チームと連携した疫学調査に関する事（直轄チーム）。
防疫支援班		防疫措置の後方支援。資材等の確保に関する事。
	耕畜連携飼料対策係 肉用牛酪農係	防疫機材。資材の手配調整。現地対策本部との調整に関する事。 防疫機材（重機。投光器。動力噴霧器等）の手配調整に関する事。 防疫資材（防護服。消毒薬）の手配調整。現地対策本部との調整に関する事。 消毒ポイント設置運営に関し県警察本部及び地域振興局との連絡調整に関する事。 消毒ポイント設置運営に関し県建設業協会及び県警備業協会への協力要請・連絡調整に関する事。

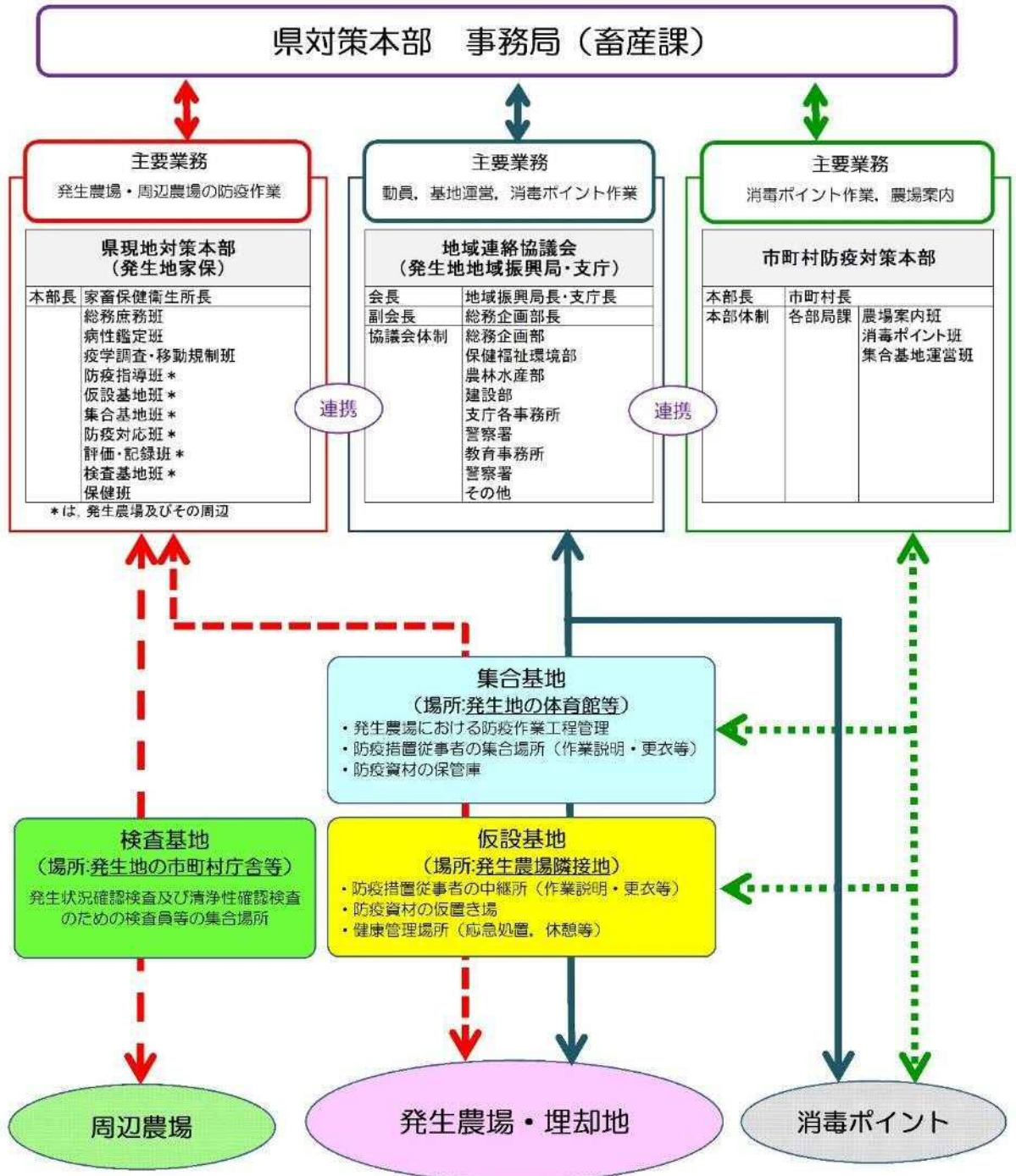
現地対策本部（発生地 家保）		所掌事務
本部長	家畜保健衛生所長	防疫総括及び県対策本部・地域振興局との協議・連絡調整に関する事。
総務庶務班		本部長の補佐・班の総括
	衛生課長 防疫係長 庶務係長・係員 現地家保職員	地域振興局・市町村・関係団体との協議・連絡調整に関する事。 集合基地及び仮設基地設置の調整に関する事。 家畜防疫員の役割分担指示、防疫作業工程の策定・進行管理に関する事。 緊急防疫対策会議の開催準備に関する事。 制限（移動・搬出）区域の設定案、消毒ポイント設置案の作成に関する事。 市町村及び団体の支援に関する事。 殺処分家畜、汚染物品の評価事務に関する事 職員の勤務管理、予算確保、防疫員確保、防疫資材確保等の後方支援に関する事。
	地域振興局（支庁）職員	
病性鑑定班		病性鑑定依頼に関する事。
	現地家保職員 家畜防疫員※	発生農場以外からの病性鑑定依頼に関する事。
疫学調査・移動規制班		発生農場の疫学関連の調査、例外協議、浸潤状況及び移動制限区域解除のための検査立案に関する事。
	現地家保職員 家畜防疫員※ 地域振興局（支庁）職員※	消毒ポイントの助言に関する事。 制限区域内の農家への連絡、区域内の移動等例外協議に関する事。 移動制限区域内の農場立入検査の立案に関する事。 浸潤状況検査の立案に関する事。 発生農場の疫学関連の調査・対応に関する事。
防疫指導班**		発生農場の防疫措置に必要な初動調査に関する事。
	現地防疫課長 地域振興局（支庁）職員※	発生農場における緊急防疫作業の実施（移動の制限・消毒）に関する事。 発生農場における初動調査及び仮設基地の設置場所選定に関する事。
集合基地班**		集合基地の運営に関する事。
	家畜防疫対策監※ 現地防疫課長 防疫課長※ 家畜防疫員※ 地域振興局（支庁）職員※ 畜産課職員※	現地対策本部との連絡調整、集合基地の運営及び仮設基地との進捗管理連絡調整に関する事。 動員者の受入誘導、役割分担指示、送迎バスの運行管理、宿泊施設への送迎等、動員者サポートに関する事。 市町村対策本部、団体との連絡調整に関する事。 自衛隊の受入連絡調整に関する事。 集合基地から仮設基地までの作業員の誘導搬送に関する事。 集合基地・仮設基地における防疫資材等の調達、管理、運搬、回収に関する事。 防疫措置従事者の健康調査、けがや急病等の対応等に関する事。
仮設基地班**		仮設基地の運営に関する事。
	防疫課長※ 家畜防疫員※ 地域振興局（支庁）職員※	仮設基地の運営、集合基地との連絡調整、発生農場での防疫作業の進捗管理に関する事。 農場作業に係る資材管理及び作業員の支援に関する事。 防疫措置従事者の防疫服着脱補助に関する事。
防疫対応班**		発生農場における防疫措置に関する事。
	防疫課長※ 家畜防疫員※ 地域振興局（支庁）職員※ 他県動員者※ 自衛隊※	発生農場での防疫作業の監督・指示に関する事。 埋却地の選定、周辺住民への説明、重機等の確保、埋却溝掘削、殺処分家畜・汚染物品の埋却に関する事。 家畜の殺処分、農場の消毒に関する事。
評価・記録班**	家畜防疫員※	処分家畜・物品の評価及び発生現場での写真撮影等の記録に関する事。
検査基地班**		発生状況確認検査及び清浄性確認検査に関する事。
	中央家保 病性鑑定課長※ 家畜防疫員※	移動制限区域内の発生状況確認に係る農場立入検査に関する事。
保健班	家畜防疫員※	防疫措置従事者の健康管理・事故対応

※は、現地家保以外の組織からの応援者

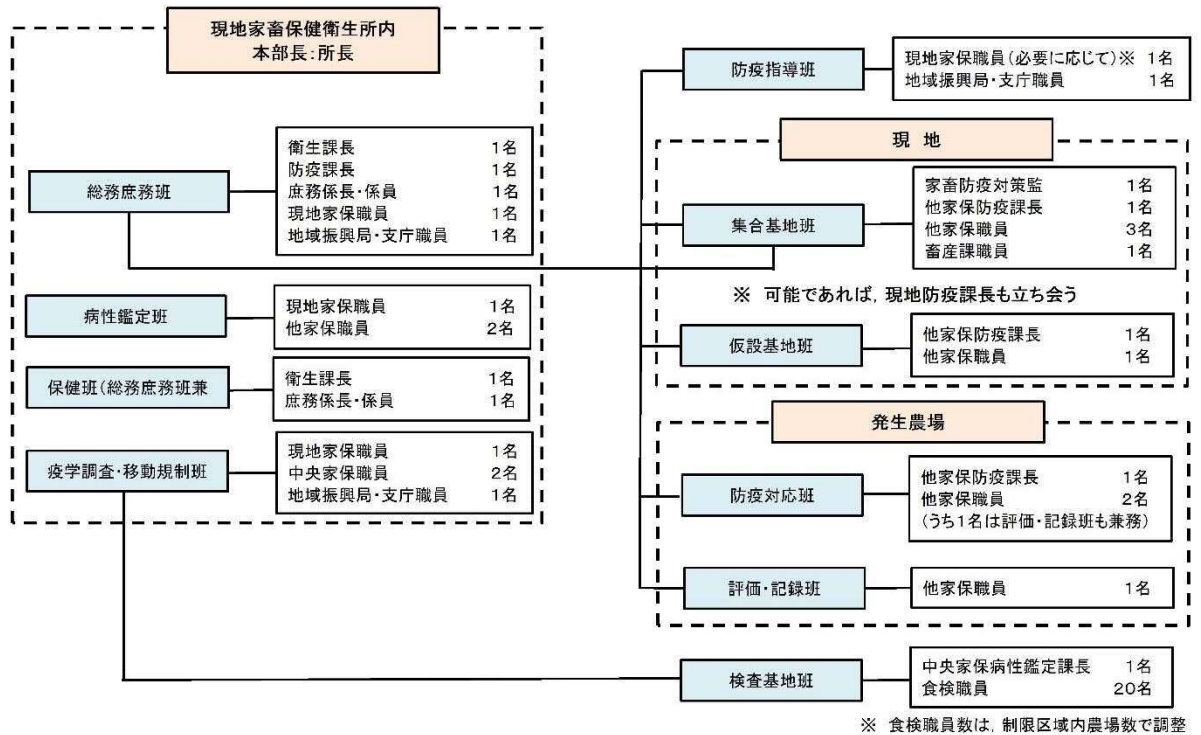
**は、発生農場もしくはその周辺

地域連絡協議会（地域振興局・支庁）		所掌事務
会長	地域振興局長・支庁長	総括
副会長	総務企画部長	会長の補佐
協議会体制	総務企画部 保健福祉環境部 農林水産部 建設部 支庁各事務所 警察署 その他	県対策本部・市町村・関係団体との連絡調整に関する事。 基地の運営（資材管理含む）に関する事。 動員者の調整に関する事。 県外動員者等の宿泊者名簿の作成、宿泊先の手配調整、宿泊施設等からの送迎バス手配に関する事。 防疫措置従事者の食料等の発注調整、配送・回収に関する事。 防疫措置従事者の健康管理、けがや急病等の対応・報告に関する事。 消毒ポイントの設置運営に関する事。 埋却溝掘削、殺処分家畜・汚染物品の埋却に関する事。 県道等の占有許可等に関する事。 道路使用許可、消毒ポイント等通行規制場所の立会に関する事。

連携体系概要図



現地対策本部体系概略図



発生農場等防疫のための家畜防疫員の派遣割合

発生家保	発生地			発生家保		検査基地
	発生農場 3名	仮設基地 2名	集合基地 4名	疫学調査・移動規制班 2名	病性鑑定班 2名	検査基地班
中央	肝属:防疫課長+1名 北薩:1名	曾於:防疫課長+1名	始良:防疫課長+3名	南薩:防疫課長+1名	北薩:1名 曾於:1名	中央家保:病性鑑定課長 食検:20名
南薩	始良:防疫課長+1名 肝属:1名	北薩:防疫課長+1名	曾於:防疫課長+3名	中央:防疫課長+1名	始良:1名 北薩:1名	中央家保:病性鑑定課長 食検:20名
北薩	曾於:防疫課長+1名 南薩:1名	肝属:防疫課長+1名	始良:防疫課長+3名	中央:防疫課長+1名	曾於:1名 肝属:1名	中央家保:病性鑑定課長 食検:20名
始良	南薩:防疫課長+1名 北薩:1名	曾於:防疫課長+1名	肝属:防疫課長+3名	中央:防疫課長+1名	北薩:1名 曾於:1名	中央家保:病性鑑定課長 食検:20名
曾於	北薩:防疫課長+1名 肝属:1名	始良:防疫課長+1名	南薩:防疫課長+3名	中央:防疫課長+1名	肝属:1名 始良:1名	中央家保:病性鑑定課長 食検:20名
肝属	始良:防疫課長+1名 曾於:1名	南薩:防疫課長+1名	北薩:防疫課長+3名	中央:防疫課長+1名	始良:1名 南薩:1名	中央家保:病性鑑定課長 食検:20名

※ 食検職員数は、制限区域内農場数で調整

※ 鹿児島中央家畜保健衛生所(中央)は、必要資材積み込み後、派遣する
 ※ 派遣人数に係る最終調整は、県畜産課が行う